

令和8年大網白里市議会第2回定例会産業建設常任委員会会議録

日時 令和8年6月18日（木曜日）午後 1時28分開会

場所 中央公民館 1階 講義室

出席委員（5名）

高野 祐二	委員長	田辺 正弘	副委員長
土屋 忠和	委員	引間 真理子	委員
石渡 登志男	委員		

出席説明員

ガス事業課長	山田 俊雄	ガス事業課副課長	白井 孝佳
ガス事業課主査 兼業務班長	石橋 敦史	ガス事業課主査 兼工務班長	小林 政人
ガス課主査 兼保安班長	長谷川 智重		
地域づくり課長	古内 晃浩	地域づくり課副課長 兼市民協働推進班長	谷川 充広
地域づくり課主査 兼環境対策班長	内山 貴紀		
参 (建設課長事務取扱)	北田 吉男	建設課副課長	渡辺 茂行
建設課副主幹 兼河川排水班長	内山 富夫	建設課副主幹 兼道路班長	土屋 恒一郎

事務局職員出席者

議会事務局長	鵜澤 康治	副主幹	松本 剣児
主任書記	若菜 陽		

議事日程

第 1 開会

第 2 委員長あいさつ

第 3 協議事項

(1) 条例等付託議案の審査

・ 議案第 3 号 令和 8 年度大網白里市ガス事業会計補正予算 (第 1 号) (ガス事業課)

・ 議案第 8 号 大網白里市再生資源物の屋外保管に関する条例の制定について

(地域づくり課)

・ 議案第 1 1 号 協定の締結について (建設課)

第 4 その他

第 5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（田辺正弘副委員長） ただいまから産業建設常任委員会を開催いたします。
最初に委員長からあいさつをお願いします。

（午後 1 時 2 8 分）

◎委員長あいさつ

○委員長（高野祐二委員長） 皆様ご苦労様です。

今回、当常任委員会で協議する内容は、議案が 3 件となります。

いずれも重要な案件でございますので、慎重な審査をよろしくお願いいたします。

なお、今委員会から集音マイクを使用するため、発言の際に従来の手持ちマイクを持つ必要はありません。

○副委員長（田辺正弘副委員長） ありがとうございます。続きまして協議事項に入らせていただきます。

委員長進行をお願いいたします。

○委員長（高野祐二委員長） 本日の出席委員は 5 名になります。委員会条例第 14 条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

傍聴希望者はいますか。

（「おりません」と呼ぶ者あり）

○委員長（高野祐二委員長） いないようですので、次に進みます。

◎条例等付託議案の審査

・議案第 3 号 令和 8 年度大網白里市ガス事業会計補正予算（第 1 号）

○委員長（高野祐二委員長） これより付託議案の審査を行います。

まず、担当課から付託議案について説明を受け、説明終了後に当該議案の採決を行います。

はじめに議案第 3 号、令和 8 年度大網白里市ガス事業会計補正予算についてを議題といたします。

ガス事業課を入室させてください。

（ガス事業課 入室）

○委員長（高野祐二委員長） ガス事業課の皆さん、ご苦労様です。

ただいまから当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき続けて議案第3号の説明をお願いいたします。

課長。

○山田俊雄ガス事業課長 それでは、ガス事業課の職員を紹介させていただきます。

皆様から見て私の左側にいるのが副課長の白井でございます。

○白井孝佳ガス事業課副課長 白井です。よろしくお願いします。

○山田俊雄ガス事業課長 その隣が保安班長の長谷川です。

○長谷川智重ガス事業課主査兼保安班長 長谷川です。よろしくお願いします。

○山田俊雄ガス事業課長 変わりました、右側にいるのが工務班長の小林でございます。

○小林政人ガス事業課主査兼工務班長 小林です。よろしくお願いします。

○山田俊雄ガス事業課長 続きまして業務班長の石橋です。

○石橋敦史ガス事業課主査兼業務班長 石橋です。よろしくお願いします。

○山田俊雄ガス事業課長 そして私、課長の山田です。よろしくお願いいたします。

以降の説明は着座にて失礼いたします。

それでは、議案第3号、令和8年度大網白里市ガス事業会計補正予算について説明させていただきます。

はじめに、補正の内容ですが、すでに設定されているガス保安業務委託に関わる債務負担行為の限度額の変更となります。

このガス保安業務は毎年度の人事異動で生じる専門的技能を有する職員不足による業務停滞と保安レベルの低下を防ぐとともに適正な保安体制の確保を図ることを目的として都市ガスに関する知識及び保安に関する技術力を有する者へ保安に関する業務の一部を外委託するものです。

主な業務内容といたしましては、契約期間中の日中におけるガス漏洩通報など緊急時初動対応のほか検定満期を迎えるガスメーターの交換作業や供給所、地区整圧器などの供給設備の定期巡回点検、お客様宅でのガス栓交換作業などといった現場作業が主な業務になります。

次に変更の理由ですが、設定済みの限度額は令和8年度当初予算調整時における積算額で設定しておりますが、今年度の予算執行時までの間に労務単価が改定されたことから改めて積算した結果この限度額を超過する見込みとなりました。

このようなことから、今回債務負担行為の限度額を6,086万7,000円から6,899万2,000円に変更しようとするものです。なお、設定期間につきましては令和9年度から令和11年度までと変更はございません。

説明は以上となります。よろしくお願いします。

○委員長（高野祐二委員長） ただいま説明のありました議案第3号の内容について、ご質問等があればお願いいたします。

土屋委員。

○土屋忠和委員 今、課長の方からですね、設定期間に令和9年から令和11年ということで変更なしという話ありましたけども、今回、3年間で812万の差額が出まして、1年にすると約平均270万アップするという話なんですけど、これって3年間変更なしっていうのは言い切れるのかしら。

○委員長（高野祐二委員長） 課長。

○山田俊雄ガス事業課長 今回の契約につきましては長期契約になりますので、3年間の契約ということで契約を結ぶ形になります。ですので変更は次の3年後まではないと考えております。

以上です。

○委員長（高野祐二委員長） 土屋委員。

○土屋忠和委員 いつもありがとうございます。ガス事業課さんの方に対しては技術がどうしてもね、最優先となりますので当然賃金が上がってしまうのは仕方がないと思うんですけども、ぜひですね、物価高騰に伴いまして金額の変更があるとすれば、またこのような会議の中でお話をしていただければなと柔軟にその辺は取り扱ってほしいなと思います。

以上です。

○委員長（高野祐二委員長） 他に質問があれば、お願いいたします。

大丈夫でしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高野祐二委員長） では、ガス事業課の皆さんご苦労様でした。退席していただいて結構です。

（ガス事業課 退室）

・議案第8号 大網白里市再生資源物の屋外保管に関する条例の制定について

○委員長（高野祐二委員長） 次に、議案第8号、大網白里市再生資源物の屋外保管に関する条例の制定についてを議題といたします。

地域づくり課を入室させてください。

（地域づくり課 入室）

○委員長（高野祐二委員長） 地域づくり課の皆さん、ご苦労様です。

ただいまから当常任委員会に付託となった議案についての審査をおこないます。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき続けて議案第8号の説明をお願いいたします。

○古内晃浩地域づくり課長 それでは地域づくり課になります。まず、職員の紹介をさせていただきます。

委員の皆様から見て私の左になりますが、地域づくり課副課長の谷川でございます。

○谷川充広地域づくり課副課長兼市民協働推進班長 谷川です。よろしくお願いいたします。

○古内晃浩地域づくり課長 皆様から見て右側の方が環境対策班の内山班長になります。

○内山貴紀地域づくり課主査兼環境対策班長 内山です。よろしくお願いいたします。

○古内晃浩地域づくり課長 どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（高野祐二委員長） 課長。

○古内晃浩地域づくり課長 それでは議案第8号、大網白里市再生資源物の屋外保管に関する条例の制定について、地域づくり課よりご説明申し上げます。

本議案につきましては、先の全員協議会において条例制定の趣旨、主な内容、千葉県条例との比較、既存事業者への経過措置等について、すでに一度ご説明をさせていただいております。

本日は改めて本条例を制定するに至った経緯と本市条例の主な特徴について要点を絞ってご説明させていただきます。

まず条例制定の経緯でございますが、近年、全国的に金属スクラップやプラスチックなどの再生資源物を屋外保管する施設が増加しており、これに伴い、騒音、振動、粉塵、悪臭、汚水の流出、さらには不適正な保管による火災など周辺的生活環境や市民生活の安全に影響を及ぼす事例が発生しております。

本市におきましても市内の再生資源物の屋外保管施設において操業時の騒音や振動、不適切な保管による火災の発生など地域住民の生活環境に影響する問題が生じてまいりました。

こうした状況を受け、施設周辺の市民の皆様や区長会から本市独自の条例の制定を求める要望が寄せられたところでございます。

本市といたしましても市民生活の安全を確保し良好な生活環境を保全するためには、本市の実情に応じた、より実効性のある独自の規制が必要であると判断し、この度、新たに条例を制定しようとするものでございます。

次に、本条例の主な特徴についてご説明いたします。

本条例の大きな特徴は主に三点ございます。

一点目は、許可対象の範囲を広げていることでございます。

千葉県条例では一定の重機を使用することが規制対象となる要件の一つとされておりますが、本市条例では重機の使用の有無にかかわらず、100平方メートルを超えて再生資源物を屋外で保管する場合には、市長の許可を必要とすることとしております。

二点目は、保管基準をより厳しく設定しているところでございます。

再生資源物の積み上げ高さにつきましては、千葉県条例をはじめ県内の先行自治体では最大5メートルとしているところでございますが、本市条例では、これを最大3メートルまでといたしました。

三点目としましては、立地基準として住宅等から100メートル以上の離隔を求めているところでございます。

千葉県条例では住宅等からの距離に関する制限は設けておりませんが、本市条例では屋外保管事業場を設置する場合、住宅、学校、病院、福祉施設等などから100メートル以上離れることを許可の要件としております。

また、条例施行時にすでに事業を行っている既存事業者につきましては、一定期限内に必要な届出を行うことで許可を受けたものとみなす経過措置を設けております。

一方で、所定の期限内に届出を行わない場合には、無許可営業として罰則の対象となることから条例公布後は対象事業者に対し制度内容や必要な手続きについて丁寧に周知してまいります。

なお、施行日につきましては、令和8年10月1日を予定しております。

以上のとおり、本条例は再生資源物の屋外保管事業について市民生活の安全確保と生活環境の保全を図るため本市独自に規制を強化するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（高野祐二委員長） ありがとうございます。ただいま説明のありました内容についてご質問等あればお願いいたします。

引間委員。

○引間真理子委員 新たに条例ができるということで本当に良かったなと思います。

私も2件ほどある市内の既にできている既存のヤードのですね、近隣の方のところ伺い実際にご自宅から見えました。

本当にこう隣接する中で本当にそこで生活している方のご苦労というのは、本当に胸が痛むというか実際にそこから出ることはね、引っ越しすることはできないので、その現状の中でいかに、やはり生活しやすくするかっていうことが大事だと思うんですけども、そこで一つ目に本市の中でヤードに転用される可能性があるというところが令和7年で25箇所あるということで、うちの近くにもあるんですけども、そこはもう入り口から中が見えて綺麗に整理されている、そういったところもありますし、市内の中でも本当に囲いがあって中が見えないってところもあります。実際に現状として、この25箇所ある中で通報がおきてるとか、実際こういう事案があったってという報告とっていうのはあるんでしょうかっていうことが一点と、敷地内の中で雑品と言われる

まだスクラップされてない解体されてないっていうものに関しては、本当に今後土のう袋とかそういったところに入れられて置いているような状況とかもあるんですけども、実際にテレビで千葉市の事例を見ると定期的に訪問してチェックしてるっていうのは、実際、重機で解体そこはしてたんですけども、やっぱり火気、火が上がるかもしれないっていうところに土のう袋を持ってきて作業をしてると、たまたま職員が行った時にもうこれは火事になるかもしれないから、袋は燃えやすいと、だから危ないからちょっとここの場所に持ってきてはやらないっていうね、だから絶えずチェック機能があって初めてその現場っていうのも、日頃見てないところでは、こっち持ってきてやっていたところを、たまたまチェック入ったから前回は言ったでしょっていうことでそれが防げている、だけれども結局7回も火災が起きてるっていうね現状がある、そして囲いも本当にいっぱい積んでいくので囲いの壁がもうひしだっちゃってるわけなんですよ、そこに本当に住んでる方はもう諦めてるんだけど、やはりこれからね、うちの場合は条例として規制されるわけなんですけれども、そこら辺の実際、囲いの中のチェックというか、この配置というのもやはり厳しくチェックしていかないと、最初の門はくぐったけれども、ただ、長期にわたって中でどんな形になっていくかわからないし何か起きてからでは危ないっていうところで、実際にその柳橋でも3回も火事があった、その原因は何だったのかっていうところも市の方では掌握してるのか、そしてまたそこに関しての再度の注意というかチェック、そしてこの間、立ち入り検査の体制はまだ検討中ということもありますけれども、そういうことも含めて罰則もあるわけなんです、それをどう認定していくかっていうことが、やはり行政としての監視機能そういったものも必要なんではないかなっていう、囲いの中で見えない中でやってることなので本当にチェック機能がなければ知りませんで通っちゃう、だけれども、今後は100メートル離れるとかっていう基準があるけれども実際に既存のところなんかは、もう目の前で本当に見えるところでいつ発火するかわからないっていう状況の中で、景観もよくない、精神的な負担とかっていうのもあるわけなので、そこに関しても、もうちょっとその囲いの中の配置とかでも、少しこの住宅側はもうちょっと離してそして別のところに極力置くようにするっていう、そういう住民の声っていうのは、しっかり行政としては届けていただきたいし、そこら辺の交渉という、やはりこの市はうるさいんだっていうところを業者さんにわかってもらわないと、結局、時間が経てばね、まあ良しだろうっていうね、当事者はもうほとんどそこに住んでない訳なんで生活者の思いっていうのは分からないんですよ、そこをやはり厳しく、やっぱり生命と財産を守るっていうのは市のやるべき責任だと思うので、ここはもう本当に重々力を入れて歯止めをかけていただきたいなっていうことは思いますので、立ち入り検査も本当重々大事だと思います。そこに関してこうちょっとお願いします。

○委員長（高野祐二委員長） 副課長。

○谷川充広地域づくり課副課長兼市民協働推進班長 まず、一点目の既存の令和7年度調査時の25件のいわゆるヤードと呼ばれている施設について通報があったことがあるかってことなんですけど、まず、直近で2件ほど産廃がヤードの中に置かれてるっていうのがあってですね、そこはいろいろ県と連携して立ち入りして指導したりですね、ちょっとどうにもならない案件もあるんですけど、やったりしてます。あとその他に新しくヤードが出来たからちょっと注意深く見てねっていう住民の方からの通報をいただき、現地に確認にいったものもございます。

あとは特にですね、ほとんどが土建屋さんの資材置き場だったり足場屋さんの資材置き場だったり、そういったものが多いので、昨今、盗難等多いから外壁を付けて門扉を付けて、その資材を確保してるんだと思いますんで、今後もですね、そういったものから転用して今回の条例に当てはまるものにならないようにパトロールを強化したいと考えています。

二点目の火災等3回あったってことで、そういうのを把握しているかってまず、ことなんですけど、一つの施設で2回、最近、火災がありまして、もう今は閉鎖されている施設ですね、1回火災があったのは、市把握してるんですけど火災の内容は火災の担当の安全対策課の方から情報をいただいてですね、リチウムイオン電池だったりそういったものが原因であるっていうのは伺ってますけど、細かい指導については現条例で手続きをしている県の方の条例でやっておりますので、千葉県の方から指導の方は細かくおこなっているところだと聞いております。

今後の先ほど委員おっしゃった例えば雑品スクラップとかの配置を事細かくチェックしていかないと駄目だよって、当然それは条例にのっとったですね決まったものに対してのチェックはしていくんですけど、さらに壁からもっと離さないといけないとかっていう、ちょっと条例には載ってないものはさすがにちょっと言えないので、今後の状況を見ながらそういったものが必要なのであれば、より良い条例にするために条例の方の改正の方を考えていかないといけないかなと思いますので、それはその配置だけではなくて必要に応じてですね、また、いろんな全国的に状況も変わったりすることがあるかもしれないのでパトロール、現状とよく見たうえで変えていかないといけないかとは思っています。

以上でございます。

○委員長（高野祐二委員長） 引間委員。

○引間真理子委員 ありがとうございます。既存はね、なかなかどこか遠くにね、その会社が移るっていうことは無理なんですけれども、実際に今、住んでらっしゃる方がいるところに関しては極力やはり業者さんとの話でですね、なんていうのかな、内側から置くんじゃなくもっと遠目から置いてくとか、なんかそういったなんていうんですかね、本当にその業者さんにはそれぐらいの、やはりこう配慮というのはしていただきたい、強く言いたいんですけれども、まあそこをこううまくちょっとなんかね、こういう条例

が出来たっていうところでちょっとそういう配慮というかそういったのを言っていただけると、住んでる住民の方達はそんなにトラブルは起こしたくないわけなんですよ、穏便に共生してね、行きたいっていう気持ちはあっても、やはり、ちょっともう我慢してらっしゃる所もあります、あると思いますので、ぜひ今後ともね、そこら辺の注意というんですか、それをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。より良いものに、今後もまた新たな基準でね変えるっていうこともできるかと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（高野祐二委員長） 他ございますか。石渡委員。

○石渡登志男委員 県の許可を得るために昨年あるヤードが説明会を行ったんですね、3月の13日に行うっていうことで用意していたところ、突然27日に変更したと、変わる場合もあるって言ってたんですけど、私、ちょっと性格曲がっているもんですから、ちょっと思ったのは、おそらく住民の人数をね、少なくしてみたいっていう意向があったんじゃないかなと、そこに女性の方が来ましてね、会場に、私と上代議員もいたんですけど住民の方やっぱり5人ぐらいでしたかね、私たちを含めて7人ぐらいだったと思います。立て板に水のようにバーって話してくるわけですよ、なおかつ住民が質疑応答の時もなんかこう言うと、またそれでがんががんってこうねどんどんどんどん、別に責めてるわけじゃないですけども、もう一方的にこう喋る、私、その時言ったんですよ、言ったって、その前に住民なめてるなど、というのは、令和4年の10月に操業を開始してから4月に、要は土地を買って10月にあれしてからもう好き勝手にやってきたと、だから騒音はもう出しばなし、振動はこういう重機でバーンと置けば隣の家の振動は激しいわけですよ、家も壊れてしまう。だからね、私その時言ったのはね、住民を敵対視すればヤードはやっていけないんですよと、はっきり言わないとこの人たちわからないと思った。だから住民の要望をね、真摯に受け止めてしっかりとやってくださいとということをちょっとお伝えしたんですけど、今回、ヤードのね、こういった条例が出来たと私は思うんですね。でも、これは作ってもしっかりと絵に描いた餅にならないようにしっかりと活用していかないと何もならないと、だから徹底的にやっぱり法律の違反が条例違反があるならば徹底的に指導していくとそれでも改善もしない、言うことも聞かないっていうのならば罰則規定もあるわけですから、それにのっとなって粛々とやっていくっていうかな、そういったものをね、お願いしたいなって。それから、いつ間近に仮にヤードが出来たとしてもね、この条例にのっとなってしっかりとヤードができましたと、でも、その住民にしてみればいつどうなるかっていう問題もあるしね、火災も怖いしね、だから、やっぱり住民にはね、このヤードができましたよということをししっかりと周知していついつほしいと。だから、私的には質問というよりも強く、市の強い態度を見せていかない限り、彼らはなめ切っている。だからね、あるヤードのことで私思ったんだけど、できたときに、その時に住民に言われたから行ったんだよね、そしたら住民の人はね諦めてる。どうあきらめてるか、市に言ったってどうにもならな

いんでしょって言うて。だから、もういいんですっていう感じよ。これはもうね、で、また、そのヤードの始める方が来て、手土産を持ってきても、ちょっと質問しても一切、日本語わからない、わからない、日本語わからないってね、わかってんじゃねえのかと思ってんだけど、そうやって言うてしまう。だから、もう完全になめ切ってる、その辺をね、しっかりと市の方で指導の強化をね、うるさいなとさっき引間委員が言った、この人はうるさいなと、だってそうでしょう、太陽光ソーラーがやっこそつとこだなと思ったら今度はもうヤードと来た、なんかこの町は、ある住民が言ってたんだけど、なんか石渡さんおかしくねえって、駐車場がいっぱいできてるなと思ったら今度は太陽光だよって、その次はヤードだよ、なんかこうピンとこないよねって、これで本当に発展するのかっていうね、そういう思いを持ってる住民の方もはっきり言った方もいますんでね、その辺だけしっかりとね、お願いしていただければなと思います。以上です。

○委員長（高野祐二委員長） 土屋委員。どうぞ。

○土屋忠和委員 先ほど谷川副課長が言うとおりにね、条例公布後も点検をしていくということの前向き性は必要だと思うんですよ。私からは二点なんですけど、都内の方で資材置き場なりとかヤードを作る場合っていうのはイメージアップっていうことで、その企業に対してイメージアップの対策はありますか、目標はありますかっていう必ず質問があるんです。

そのイメージアップって何かっていうと鉄板で3メートル例えばヤードを囲んだときに、例えば子どもの絵を描かせたりとか入り口にお花を飾らせたりとかってあるので、イメージアップの対策ありますかっていう項目を1個つけるだけで企業は少し努力するはずなんです。だから努力義務ですけど、その辺を参考にいただければ、もう都内ではイメージアップってのは当然やっていますんでということが一つと。

企業はどうしても地元貢献したいものですから、そこをやっぱりついて話をした方がいいと思います。

二つ目なんですけど、火災とは直接関係ないんですけど、今度土壤汚染のことを言うてしまうと、いわゆるそのヤードの中に結構な車が入っていて重油やオイルがこぼれたりとか、例えば、再資源のところから何かオイルや油、油が化けるって書いて、ゆか、油化材とかいろいろあるんですけど、通常だとオイルトラップっていうものを敷地内に付けさせて、そのオイルトラップの中のオイルをやっぱり検出するっていうことも大事だと思うし、オイルトラップがあんまり満タンになるようであつたら、だらしなないから、この人はもしかしたら火災が起きるんじゃないかって、ある程度、ヒューマンエラーをチェックできると思うんですよ。だから私から言いたいのはイメージアップの関係とオイルトラップをしっかり入れさせると、オイルトラップに関しましては当然50万から100万ぐらいの予算かかってしまうので、そこまでして資材置き場作りますかっていう足枷をつけなきゃだめだと思うんですよ。

企業はお金儲けですから、当然投資に対しては 50 万、100 万のお金は当然やっていたかないといけないので、もう大綱でもオイルトラップを付けている資材置き場は先月も確認しているので、ぜひオイルトラップを推奨していただければと思います。

以上です。

○委員長（高野祐二委員長） 他ございますか。

石渡委員。

○石渡登志男委員 ヤードは金属スクラップとそれからもう一つ自動車解体とかね、そういった自動車関係のものがある、部品取りもあるでしょ、これ自動車関係のやつっていうのは大綱白里市の場合は、どのぐらいあるんですか。

○委員長（高野祐二委員長） 課長。

○古内晃浩地域づくり課長 自動車部品の取り扱いですが 2 箇所になりますね。

こちらの方については、規模にもよりますけども、多分、県に届出が必要になっております。

○委員長（高野祐二委員長） 他ございますか。

田辺副委員長。

○副委員長（田辺正弘副委員長） 私も一言。

議案説明資料の中の制定の趣旨という中に文言で、県より厳しく市独自の規制を強化するために新たに条例を制定しようという考え方ですので大いに賛成しますので、当課におかれましては一生懸命頑張っていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（高野祐二委員長） 他はございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高野祐二委員長） ないようですので、地域づくり課の皆さんご苦勞様でした。

退席していただいて結構です。

（地域づくり課 退室）

・議案第 11 号 協定の締結について

○委員長（高野祐二委員長） では、最後に議案第 11 号、協定の締結についてを議題といたします、建設課を入室させてください。

（建設課 入室）

○委員長（高野祐二委員長） 建設課の皆さん、ご苦勞様です。

ただいまから当常任委員会に付託となった議案についての審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき続けて議案第 11 号の説明をお願いいたします。

課長。

○北田吉男参事（建設課長事務取扱） 建設課でございます。

職員の紹介をいたします。私の右手ですが、副課長の渡辺です。

○渡辺茂行建設課副課長 よろしく申し上げます。

○北田吉男参事（建設課長事務取扱） 私の左隣、河川排水班長の内山です。

○内山富夫建設課副主幹兼河川排水班長 よろしく申し上げます。

○北田吉男参事（建設課長事務取扱） その隣、道路班長の土屋です。

○土屋恒一郎建設課副主幹兼道路班長 よろしく申し上げます。

○北田吉男参事（建設課長事務取扱） 最後に私、課長の北田でございます。

よろしくをお願いいたします。

では、着座にて説明させていただきます。

建設課からは議案第 11 号、協定の締結についてでございます。

件名ですが、準用河川金谷川改修事業に伴う東金線大網駅構内金谷川第一橋りょう改良工事施行に関する基本協定でございます。

場所は、大網白里市大網 2 番地 2 及び 17 番地 2。事業の概要でございますが、準用河川金谷川改修事業は、二級河川小中川合流点から主要地方道山田台大網白里線までの約 460 メートルついて、河川断面を拡大して流下能力の向上を図るものであります。

このうち J R 東金線横断部 26.1 メートルについては、市の直接施工ではなく、設計及び施工を東日本旅客鉄道株式会社へ委託し、負担金を支払う方式で施行するため、協定を締結するものでございます。

協定の金額ですが、16 億 4,588 万 9,258 円。相手方は千葉県千葉市中央区弁天二丁目 23 番 3 号、東日本旅客鉄道株式会社、執行役員千葉支社長、三島大輔。

施工期間でございますが、令和 8 年度から令和 11 年度まででございます。

位置図の方を添付資料として付けてございます。赤い部分が当該箇所となります。

説明は、以上でございます。

○委員長（高野祐二委員長） ただいま説明ありました内容について、ご質問等あればお願いいたします。

土屋委員。

○土屋忠和委員 再三 16 億 4 千何某の話は聞かせていただいたので、金額的なことのお話はしないんですけども、26.1 メートルの横断部分について、1 メートル換算だと 6,300 万ぐらいかかるんですよ。それで大変申し訳ないですけど、これだけの高額なものだから市民の方たちに、このようなものが出来上がりますよっていう景観図っていうんですかね、完成図、そういうような看板を現地に 2 箇所ぐらいつけたりね、人が集まる場所につけたりして、そういう周知はしっかりした方がいいんじゃないかなと思いま

す。その方が、その多額の工事に対してこういうものが出来上がるんだっていう完成予想図ぐらいは、どこか目につくところにつけてほしいなということをＪＲの方に要望していただけないかなというところです。

以上です。

○委員長（高野祐二委員長） 課長。

○北田吉男参事（建設課長事務取扱） 貴重なご意見ありがとうございます。

今後検討してまいりたいと思います。

○委員長（高野祐二委員長） 他ございますでしょうか。

副委員長どうぞ。

○副委員長（田辺正弘副委員長） 以前の説明などをいろいろ耳にいたしまして、今回のこの 16 億 5,000 万円って金額は、あくまでも河川だけのための予算ということで、私は半分素人考えで踏切りの拡張も道路整備の方も含めた金額だと思ってたので、よくよく課長からの説明を聞いて、じゃあ今度は踏切り部分は、いくらなんだよとちょっと心配になってきましたけど、とりあえずは雨水対策も含めた中で河川改修の方を一生懸命やっていただきたいと思います。以上です。

○委員長（高野祐二委員長） 他はございますでしょうか。

石渡委員。どうぞ。

○石渡登志男委員 この 11 号の議案については、いいと思うんですね。ただ、大網駅の南地区、南口のあっちの方の開発は結局、ちょっと言いたいのはね、河川の氾濫を防げない限り大網駅の南側の地区の方の開発もへったくれもないっていうのが私の考え方なんです。一宮川がよく氾濫するでしょ、ついにね、前の時にトヨタディーラーも撤退、有名レストランも撤退、もうやんなっちゃったんだよね。だからね、この河川工事っていうのは何もそういったものだけじゃなくて、地域住民も床上浸水だ床下浸水だとか、そんな状態になってね、これは結構やっぱり言うてくるんだよね雨降るたびごとに心配でしょうがないって、だから、これはこれでいいんだけど一刻も早く、やっぱり優先順位を上げてると思いますけれども、それでね、南地区開発って言うてるから、私はなんか、それは並行してやることは大事なんだよって言うかもしれないけど、それを防がない限り、たとえそこに商業施設を造ったところで水ががばってくれば終わりなんだよ。だからね、担当課の方もね、一生懸命努力していただきたいなっていう思いがありまして伝えさせていただきました。

以上です。

○委員長（高野祐二委員長） 他ございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高野祐二委員長） 一言いいですかね私の方から。

これが完成した後なんですけれども、将来的に維持管理費とかそういったものが発生する恐れとかっていうのは、そういうのはないでしょうか。

課長どうぞ。

○北田吉男参事（建設課長事務取扱） 管理の部分については、線路にかかる部分はもちろんＪＲと、その下のボックスカルバート、敷設した構造物については市の方の管理となるという区分ができております。

○委員長（高野祐二委員長） では、他ございますでしょうか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高野祐二委員長） では、ないようですので、建設課の皆さんご苦勞様でした。

退席していただいて結構です。

（建設課 退室）

○委員長（高野祐二委員長） それでは、これより各議案の取りまとめを行います。
はじめに、議案第３号、令和８年度大網白里市ガス事業会計補正予算についてご意見及び討論等ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高野祐二委員長） よろしいですね。それでは、付託議案に対する審査の結果の採決を行います。

議案第３号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（高野祐二委員長） 賛成総員。

よって、議案第３号は原案のとおり可決いたしました。

次に議案第８号、大網白里市再生資源物の屋外保管に関する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高野祐二委員長） それでは、議案第８号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（高野祐二委員長） 賛成総員。

よって、議案第８号は原案のとおり可決いたしました。

最後に議案第１１号、協定の締結について、ご意見及び討論等ございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高野祐二委員長） それでは、議案第１１号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（高野祐二委員長） 賛成総員。

よって、議案第１１号は原案のとおり可決いたしました。

以上で、当委員会に付託された議案の審査を終了いたします。

◎閉会の宣告

○副委員長（田辺正弘副委員長） 以上をもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。皆様お疲れ様でした。

（午後2時11分）